

川崎市から市税に関するお知らせ

固定資産税とは

毎年1月1日時点で土地や家屋、償却資産を所有している方に負担していただく税金です。
市税収入(4,272億円)の約40%※を占めており、福祉・まちづくり・教育・環境など、市民サービスを支える大切な財源になっています。

※令和8年度当初予算(都市計画税を含む。)



詳しくはこちらをご覧ください。
車内の携帯電話のご利用マナーにご協力ください。

固定資産税・都市計画税

第1期納期限 4.30木

写真:ニヶ領用水(中原区)

固定資産税の縦覧について

所有している土地・家屋と同一区内の土地または家屋の価格をご覧いただけます。詳しくは資産の所在する区を担当する市税事務所資産税課・市税分室資産税担当にお問合せください。

縦覧期間 **4.1水▶4.30木**

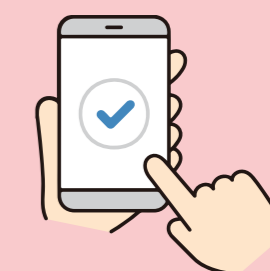
川崎市 土地家屋 縦覧

検索

(土・日・祝日を除きます。)

固定資産税・都市計画税第1期分のWeb口座振替の 申込期限は**4月15日(水)**です!

Web口座振替受付サービスは、休日や夜間でも申込可能です。
4月16日以降の申込は、第2期分から適用となります。
詳しくは川崎市ホームページをご覧ください。



川崎市 税 口座振替

検索

川崎市税務広報 電話 044-200-2236
発行: 財政局市民税管理課 FAX 044-200-3907